

情経営 18-23
平成 18 年 8 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

(社)情報サービス産業協会
法 制 度 委 員 会

試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び
試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に関する意見

貴会が平成 18 年 7 月 5 日に公表された標記 2 点の試案につき、以下の通り、意見を提出致します。

1. 本試案に関する認識

今般の標記 2 点の試案の策定は、試案「リース取引に関する会計基準(案)」第 30 項が示す通り、貴会が国際会計基準審議会との間で行っている会計基準のコンバージェンス(相互承認)に向けた共同プロジェクトにおいて、現状の国際財務報告基準と平仄を合わせることが目的であり、財務報告の比較可能性を確保する観点から、会計基準の相互承認に必要な取り組みであると認識している。

したがって、次の 2 点は、上記の目的外にあるといえるので、今後の検討においては特段の配慮を願いたい。

2. 現行税務上の取扱いの堅持

リースは、現行の税制との関連が深い。リース会計基準の変更は、現行の賃貸借処理に基づく税務上の取扱いが絶対不可欠な要件である。したがって、標記試案については、現行の税制が受け入れやすい内容とすべきである。

3. 改正リース会計基準の中小企業への不適用

今般のリース取引に係る会計基準の変更を中小企業に適用する際の取扱いについては、平成 18 年 7 月 5 日に貴会が発表した、試案「『リース取引に関する会計基準(案)』及び試案『リース取引に関する会計基準の適用指針(案)』の公表」の「中小企業への適用に関する意見」において、「中小企業の会計に関する指針」の改正にあたっては、過重な負担とならないように簡便な会計処理を定めることを求める意見が多数寄せられたことをふまえる旨が明記されている。

中小企業におけるリース取引の会計処理は、上記の本試案の策定目的とは直接的な関連を有しないのであるから、現行の実務上の処理を継続すべきである。

以上

【参考】企業会計基準委員会(ASBJ)

試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」の公表

http://www.asb.or.jp/html/documents/exposure_draft/lease_55/lease_55.php